

# 高知くらしの護身術

274

## 健康食品

### 代引きでも受け取らない

(2013年2月5日掲載原稿)

一人で留守番をしていたら突然電話で「注文されていた健康食品を送ります」と言われ、記憶にないと伝えたら「忘れている。認知症ではないか」と言われた。忘れてしまったのかと思い、今回だけと断って了解してしまった。

絶対に注文していないと伝えたのに、何度も電話がかかり「代引き配達で健康食品を送るが、受取拒否すればこちらが航空機に乗って届けるので、請求額がかなり高くなる」と言われた。そこで、警察に言うと言えたら「警察に言ってもかまわない」と聞き直られ、やむなく送ることを承知してしまった。

こういった健康食品の電話勧誘に関する相談が最近増えています。

高齢になると物忘れが多くなり、“もしかしたら”という気持ちに付け込む強引な販売方法と思われます。注文していないなら商品を送って来られても、受け取る義務や代金を支払う義務はありません。きっぱりと断り、話を聞かないようにしましょう。また、個人情報を知る必要もありません。注文したというなら、そう主張する事業者がその証明をしなければなりません。

数万円程度の商品が多く、面倒だから今回限りで払ってしまおうと考える方もおられるかもしれませんが、事業者にとって“簡単に買う”人になってしまいます。さらに、定期購入の契約になっているなどの口実を与えることにもなりかねません。代引配達で送って来られても受け取らないことが大切です。できれば送り元の名前・住所・電話番号などを控えてください。

契約してしまっても電話勧誘販売の場合はクーリングオフ（無条件の契約解除）ができます。